

識別マーク(呼称:エルマーク)概要説明資料



※このマークは、**レコード会社が提供する正規コンテンツ**に表示されるマーク(登録商標)で、ユーザーが安心して「着うた®」等の音楽配信を利用できるよう、配信サイトへの導入を進めております。

2008年2月27日

社団法人日本レコード協会

1. エルマーク導入の経緯

<著作権法第30条の適用範囲の見直し>

【著作権法第30条第1項】(一部抜粋)

著作権の目的となっている著作物…は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること…を目的とするときは、…その使用する者が複製することができる。

平成19年度著作権分科会私的録音録画小委員会(中間整理)

「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」について、第30条の適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であった。

※利用者保護の観点から、次の法律上の手当てが必要

① 例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合などの条件を課す

⇒ **利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要**

② 除外する行為は「録音録画」に限定

③ 罰則の適用除外

意見募集(H19年10月-11月)

第15回私的録音録画小委員会(平成19年12月18日)

○ダウンロードした利用者の保護について、次のような措置により対応することについて検討を行った

ア 仮に法改正された場合における法改正内容等の周知徹底(政府、権利者)

イ **権利者が許諾したコンテンツを扱うサイト等に関する情報の提供**、警告・執行方法の手順に関する周知、相談窓口の設置など(権利者)

ウ **適法マークの推進**(権利者)

2. エルマーク導入の背景

〔違法な携帯電話向け音楽配信の利用実態〕

○携帯電話ユーザーの**83%**が認知、**37%**が利用している。特に、10代の利用率が極めて高い。(12-15歳では64%、16-19歳では57%が利用)

○違法サイト利用者のうち、**14%**が**アップロード経験あり**

○**77%**の違法サイト利用者は**罪悪感を感じていない**

※携帯電話による違法音楽ファイルの推定ダウンロード数

年間で**約3億9,900万ファイル**

正規ビジネスの成長を阻害

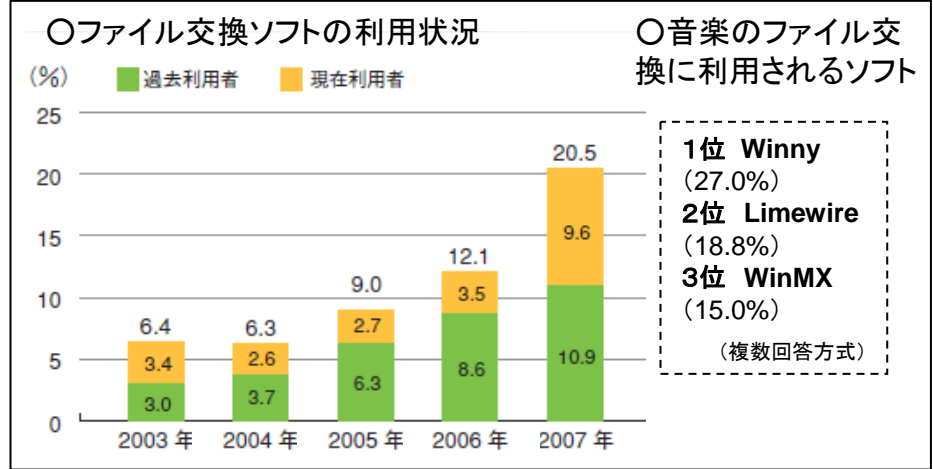
正規の着うた・着うたフル
ダウンロード数 = **約3億2,700万回**
(調査実施前の直近1年間)

出典: 日本レコード協会調査(2007年11月実施)



携帯電話向け違法音楽配信サイトの例⇒

〔ファイル交換ソフトの利用実態〕



※ファイル交換ソフトによる違法音楽ファイルの推定ダウンロード数

年間で**約6,300万ファイル**

正規ビジネスの成長を阻害

正規のインターネット音楽配信
ダウンロード数 = **約3,400万曲**
(2006年日本レコード協会統計)

出典: コンピュータソフトウェア著作権協会・日本レコード協会ほか
ファイル交換ソフト利用実態調査(上段: 2007年)

(下段: 2006年調査結果に基づき、私的録音録画小委員会中間整理で推計)

2. エルマーク導入の背景

〔日本レコード協会が実施する主な違法対策〕 ※2008年1月末現在

◎エンフォースメント

携帯電話向け違法音楽配信

- 大量の違法音楽ファイルの削除要請
⇒累計17万ファイル以上
- 悪質行為者に対する法的措置
⇒携帯電話向け掲示板開設者／違法アップローダー計4名の逮捕への協力
(主犯格は懲役1年執行猶予3年の判決が確定)

違法ファイル交換

- 違法な音楽ファイル交換を行なうユーザーへの警告メール送付
⇒1,210万通以上
- 発信者情報開示請求／損害賠償請求
⇒累計14名と誓約書の提出と損害賠償金支払いにより和解

◎広報・啓発活動

- 「携帯音楽を守りたい」「音楽違反」キャンペーン等



「携帯音楽を守りたい」
携帯サイト
※アーティスト動画
メッセージ配信中

2008年「音楽違反」ポスター



- 有名アーティスト起用による大規模キャンペーンを計画中(今春実施予定)

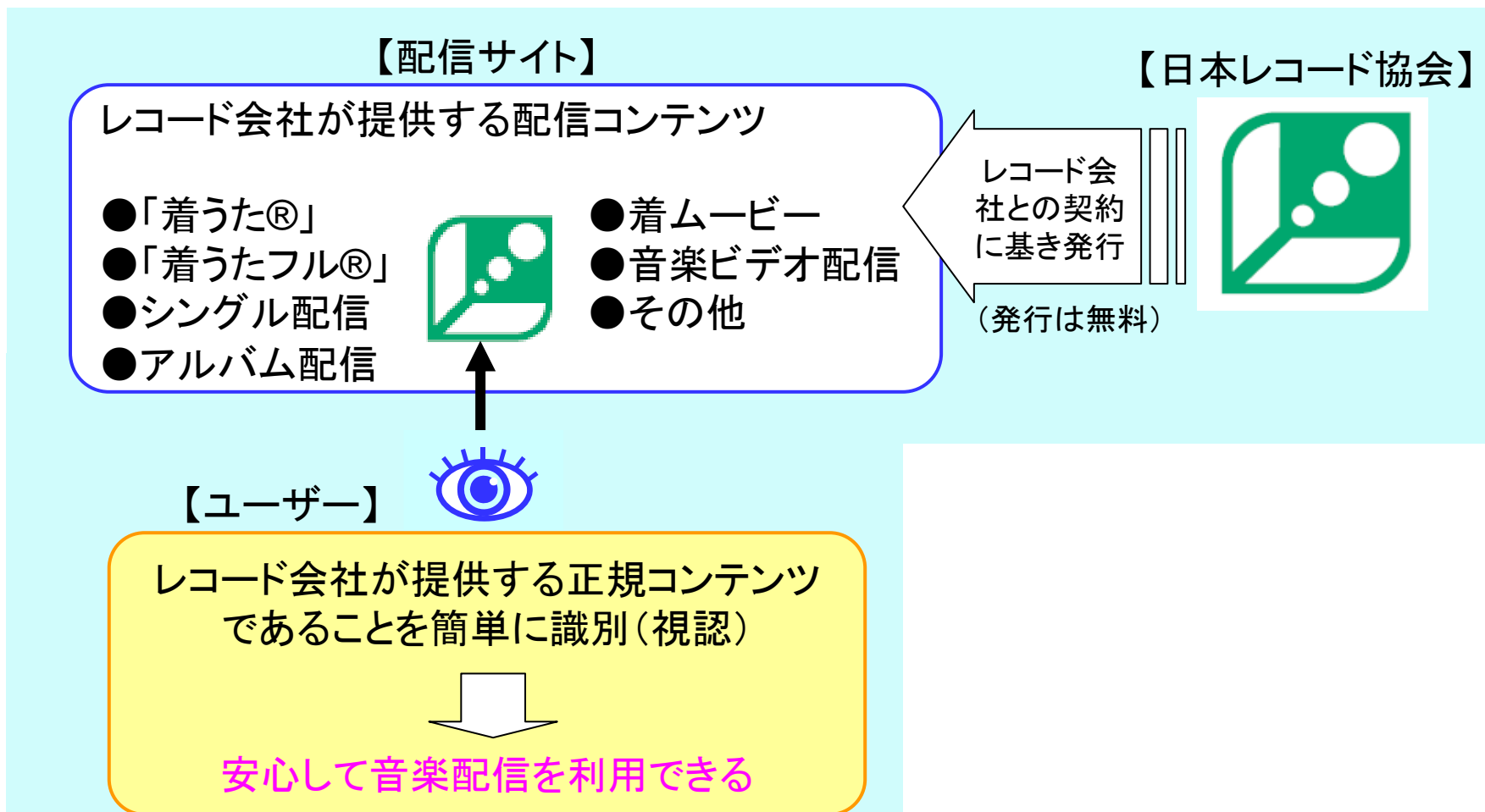
◎技術的対策

- 携帯電話向け違法音楽配信の根絶に向けた技術的対策を携帯キャリア等と検討中

3. エルマーク導入の目的

【目的】

ユーザーの皆様安心して音楽配信をご利用いただくための環境を提供する



4. エルマークの概要

1	対象コンテンツ	レコード会社 ^(注1) が配信に提供するレコード(CD)音源、音楽ビデオクリップなど
2	対象サービス ^(注2)	携帯電話向けダウンロード配信 パソコン向けダウンロード配信
3	表示する場所	上記サービスを行う配信事業者のサイト上に表示 (レコード会社の自社配信サイトも含む)

※2月19日の記者発表時点で、**110社の配信事業者**(一部、自社サイトでの配信を行なうレコード会社を含む。)がマーク表示に対応済み又は近日対応予定。

⇒今後、映画配信など他のコンテンツ業界にも導入の働きかけを行う

(注1) 日本レコード協会会員レコード会社(45社)の他、インディペンデント・レーベル協議会(ILCJ)、インディペンデント・レコード製作事業者協会(IRIA)、インディペンデント・レコード協会(IRMA)の会員レコード会社、レコード原盤制作会社などを指します。

(注2) ストリーミング配信は対象外となります。

5. エルマークのデザイン及び表示方法

【基本形】



(商標登録第5101818号)

※許諾を意味する「License(ライセンス)」の「L」をモチーフにしてデザイン。このことから、このマークをエルマークと呼びます。また、「L」のデザインは携帯電話やノートパソコンが開いている形態をも表し、3つの大・中・小のマル(O)は配信される音楽などのコンテンツを表しています。

【マーク、メッセージ及び管理番号のセット例】
(主にサイトのTOPページで表示)



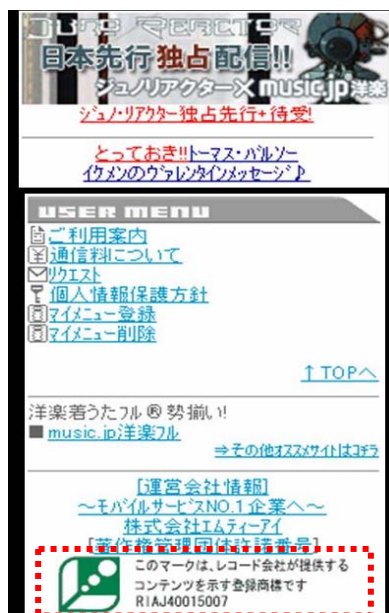
このマークは、レコード会社が提供するコンテンツを示す登録商標です

RIAJ88888888

【携帯電話向けサイトの表示例】

(例: エム・ティー・アイ社「music.jp洋楽うた」)

【TOPページ表示例】



スクロールせず視認可能な範囲

【購入ページ表示例】



ダウンロードボタンが視認できる同一画面